

# 沼田フェンシングクラブ保護者会会則

平成元年4月1日制定、施行

## 第1条 名称

この会は、沼田フェンシングクラブ保護者会と称し、事務所を会長宅に置く。

## 第2条 目的

この会は、沼田フェンシングクラブの円滑なる運営と健全な発展に寄与するため指導員と父母、父母相互の親睦及び子供達の精神育成の向上を図ることをもって目的とする。

## 第3条 事業

この会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 指導員及び会員相互の親睦のための会合等の開催
- 2 子供達の健全育成のための活動
- 3 その他目的達成に必要な事項

## 第4条 組織

この会は、利根沼田に在住する者でこの会の趣旨に賛同し加入する者を持って組織する。また、子供が沼田フェンシングクラブに入会した親はこの会に入会する。

## 第5条 役員

この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名、副会長 若干名、会計 1名、顧問 相談役 若干名
- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

## 第6条 役員会

役員会は、この会の事業を企画、立案し、かつその執行と会の運営にあたるものとする。

## 第7条 総会

この会の総会は、毎年1回、年度当初に会長が招集して開かれる。ただし、必要がある時は、臨時総会を開くことができる。

- 1 総会の議長は、会長とする。
- 2 総会は、会員の過半数をもって成立する。
- 3 総会の決議事項は、次のとおりとする。
  - ① 会則の設定、または変更
  - ② 決算報告の承認
  - ③ 事業計画及び歳入歳出、予算の決定
  - ④ 役員を選出
  - ⑤ その他必要とする事項

## 第8条 会費

### 第1項 年会費

この会の年会費は、半年会費とし、1家族につき半期5,000円とする。

### 第2項 装具代

装具代は、子供達に貸与する装具（マスク・メタルジャケット等）の購入や修理をするためのもので、半年会費とし、子供1人につき半期1,000円とする。

- 1 会費は、前期、後期の2会に分けて指定された期日内に納入する。
- 2 期間内に脱退しても会費は返還しない。
- 3 新規入会者は、中途入会でもその期間（半年分）の会費を納入する。

## 第9条 見舞金

指導員及び子供が練習中に事故等で入院した時は、役員会で決定した見舞金を贈る。

## 第10条 事業年度

この会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第11条 その他

会則に定められたもののほか、この会の目的達成に必要な事項は、役員会により決定できる。

### (附則)

平成8年4月1日、会費に関する内規一部改正。

平成17年5月25日、会費に関する内規一部改正。